

I. 観光・交流の促進に係る効果



■ 景観まちづくりの効果

【観光入込客数】

- 伊勢神宮内宮周辺では、平成元年からの内宮おはらい町地区での住民が主体となったまちなみ保全の取組みと民間開発との相乗効果により集客効果が高まり、現在では内宮の参拝者は年間 500 万人を超えている。
- 平成 25 年第 62 回神宮式年遷宮を迎えるにあたり、伊勢市の中心市街地に位置する伊勢神宮外宮への誘客の強化、外宮の最寄り駅となる伊勢市駅周辺における民間事業の活発化、駅前広場等の整備が進み、外宮の参拝者数は大幅に増加し、年間 200 万人以上で推移している。

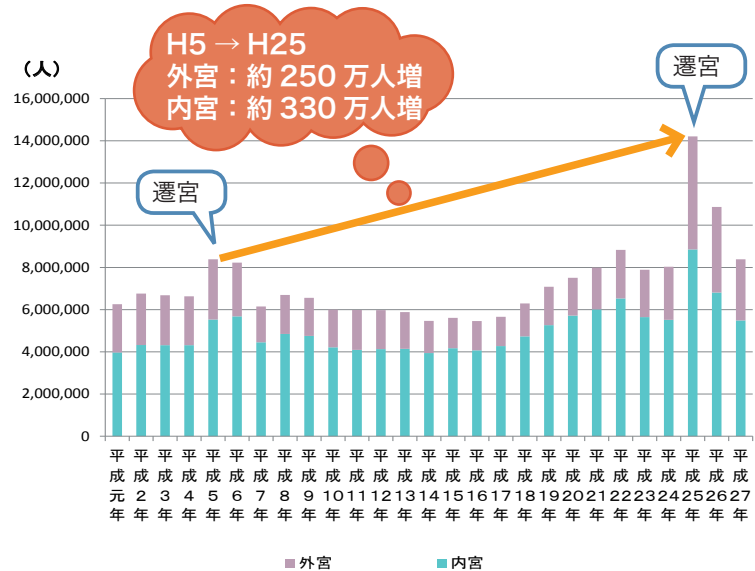


図 伊勢神宮参拝者数推移

■ 景観まちづくりの主な取組み

- 内宮おはらい町地区、二見町茶屋地区では、それぞれ自主条例を制定し、民間建物の修景整備や道路の美装化など景観整備を進めてきた。
- 平成 21 年 10 月より伊勢市景観計画の運用を開始し、自主条例で景観の取組みを進めてきた内宮おはらい町地区、二見町茶屋地区を重点地区に指定し、地区独自の景観形成を進めている。
- 内宮おはらい町地区は景観計画運用と併せて平成 21 年 10 月、景観地区指定と高度地区の変更を行い、より一層の景観形成の取組みを進めている。
- 伊勢市駅周辺では、官民連携によるまちづくりを進め、平成 18 年に整備された県道伊勢市停車場線（通称、「外宮参道」）との一体性に配慮した伊勢市駅前広場の整備を実施している。
- 伊勢市景観計画で景観重要道路に指定している神路通りでは、下水道整備に併せてまちなみとの調和に配慮した舗装整備を実施した。

表 景観まちづくりの主な取組み経緯

年	取組み内容
平成元年～	○伊勢市まちなみ保全条例の制定 ○内宮おはらい町地区をまちなみ保全地区に指定
平成 13 年～	○二見町の景観・文化を守り、育て、創る条例の制定、街なみ環境整備事業の実施
平成 21 年～	○伊勢市景観計画策定 ○内宮おはらい町地区景観地区指定 ○神路通り（景観重要道路）整備、伊勢市駅前整備

■ 活用している主な法令制度・事業等

- 景観法（伊勢市景観計画、伊勢市景観条例、景観地区）
- 伊勢市景観形成推進事業補助金交付要綱
- 都市計画法（高度地区の変更）
- 社会資本総合整備交付金（都市再生整備計画事業、街なみ環境整備事業）

取組みによる景観変化

Before



昭和 60 年代

After



平成 25 年

内宮おはらい町地区

昭和 50 年代から官民協働によりまちなみ保全のあり方について検討を行い、平成元年に自主条例を制定、翌 2 年からまちなみ保全事業を実施。平成 4 年に無電柱化工事、翌 5 年に道路舗装（石畳）整備工事を完了。

Before



平成 20 年以前

After



平成 21 年

内宮（地下参道上屋）

景観整備機構「公益財団法人伊勢文化会議所」が内宮へのアプローチとなる地下参道上屋の修景整備を実施。

Before



平成 23 年

After



平成 25 年

伊勢市駅前広場

バスの停留所等として白木を用いた上屋などを設けることにより、三重県が整備した主要地方道伊勢市駅停車場線（通称、「外宮参道」）との一体性に配慮した整備を実施。また、伊勢商工会議所が鳥居型モニュメントを設置。

I. 観光・交流の促進に係る効果



■ 景観まちづくりの効果

【観光入込客数】

○平成3年の重要伝統的建造物群保存地区選定などまちなみ保存の取組み以降、近江八幡市の観光入込客数は増加傾向にあり平成15年まで160～170万人で推移している。平成16年以降風景づくりの取組みとともに大きく増加し、平成19年には300万人を超えている。

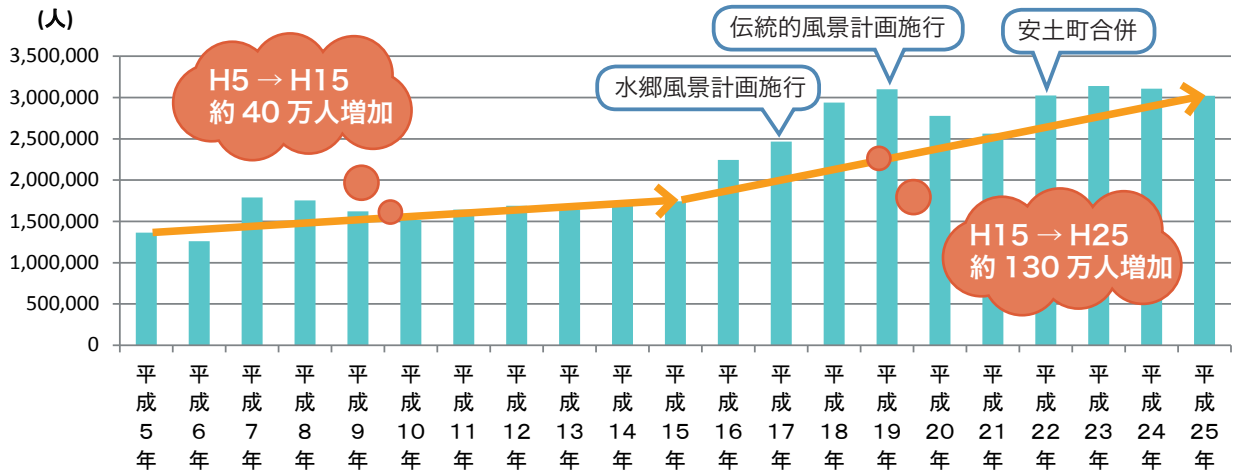


図 近江八幡市の観光入込客数の推移

■ 景観まちづくりの主な取組み

- 景観への取組みは、昭和40年代の八幡堀（八幡川）の修景保存運動からはじまり、水郷地帯の保存、在郷町（旧八幡町）の重要伝統的建造物群保存地区の選定（平成3年）等が行われている。
- 平成15年度より、自然環境保全の推進、歴史的まちなみの保全・育成を主目的に風景づくり条例策定の取組みがスタートした。
- 平成17年には市の自主条例として「風景づくり条例」を制定、後に景観法に基づく近江八幡市風景計画（水郷風景計画編）を策定した。
- 平成18年1月には水郷風景計画の区域内で特に重要な水郷地帯を重要文化的景観として申出を行い全国第1号として国の選定を受けた。その後追加申出を行い、現在では水面やヨシ地、集落や農地・里山を含む約354haが「近江八幡の水郷」として選定されている。
- その後、八幡堀や重要伝統的建造物群保存地区を含む区域を伝統的風景計画区域として指定し、歴史・文化を基調とした景観の保全を行っている。

表 景観まちづくりの主な取組み経緯

年	取組み内容
平成3年	○近江八幡市八幡重要伝統的建造物群保存地区の選定
平成17年	○近江八幡市風景づくり条例制定 ○近江八幡市風景計画（水郷風景計画編）決定、施行開始
平成18年	○「近江八幡の水郷」重要文化的景観の選定
平成19年	○近江八幡市風景計画（伝統的風景計画編）施行開始

■ 活用している主な法令制度・事業等

- 文化財保護法（重要伝統的建造物群保存地区、重要文化的景観等）
- 景観法（水郷風景計画、伝統的風景計画）

取組みによる景観変化



八幡堀

昭和 40 年代に青年会議所による八幡堀（八幡川）の修景保存運動が開始。その後、沿岸部の重要伝統的建造物群保存地区選定（八幡重要伝統的建造物群保存地区）や河川改修における景観整備等を推進。



伝統的建造物の修理

八幡重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物の修理（写真上は民家及び塀の伝統的形態での修理、写真下は空き家となつた伝統的建造物である工場を、店舗としてのリニューアル、伝統的形態での修理）を実施。

I. 観光・交流の促進に係る効果



□ 景観まちづくりの効果

【観光入込客数】

- 平成5年の今井町重要伝統的建造物群保存地区選定などまちなみ保存の取組み以降、地区の観光入込客数は増加し、観光案内等を兼ねた今井まちなみ交流センター（平成7年度開設）の入館者数は平成13年以降3万人前後で推移している。
- 特別史跡藤原宮跡において、史跡の保存整備・追加指定の実施に加え、指定地の活用事業（イベント開催や植栽等）により、来場者数は増加し、平成18年に新たに整備した藤原京資料室の入室者数は11～12千人で推移している。

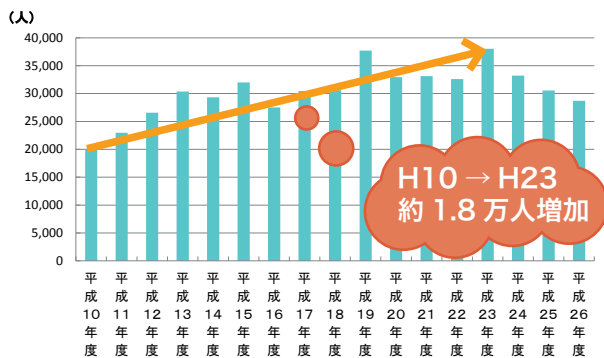


図 今井まちなみ交流センター入館者数推移

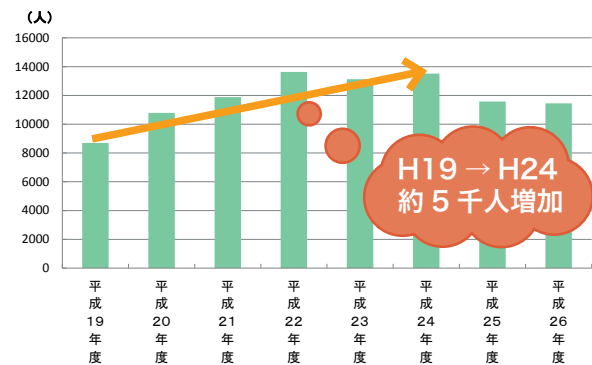


図 藤原京資料室入室者数推移

□ 景観まちづくりの主な取組み

- 奈良県橿原市における景観形成に係る取組みは、特別史跡藤原宮跡指定などの文化財保護や風致地区指定等が先行して実施され、全市の景観形成ガイドプラン(基本計画)策定は平成13年度に行っている。
- 平成18年度に景観行政団体となり、翌19年度より景観計画を施行している。
- 歴史的なまちなみの残る今井町では平成5年度に重要伝統的建造物群保存地区に選定され、街なみ環境整備事業による道路美装化や地区施設等整備が実施されている。
- 特別史跡藤原宮跡（当初史跡指定は昭和21年）において、史跡の保存に関する公有地化、史跡地追加指定等が実施されている。史跡の活用という点では、平成9年以降史跡地のライトアップによるイベントの開催、平成18年度以降、史跡地内での花々の植栽、資料室や駐車場整備が実施されている。
- 平成22年には藤原宮跡から大和三山（藤原宮の造営の根拠と考えられる地形）への眺望を保全するための眺望保全地区指定（市景観条例に基づく）がなされている。

表 景観まちづくりの主な取組み経緯

年	取組み内容
平成5年	○今井町重要伝統的建造物群保存地区選定 ○今井町街なみ環境整備事業実施
平成13年	○橿原市景観形成ガイドプラン策定
平成18年	○橿原市景観計画策定 ○都市再生整備計画策定（藤原宮跡植栽事業等実施）
平成22年	○藤原宮跡眺望保全地区指定
平成24年	○橿原市屋外広告物条例制定・施行

□ 活用している主な法令制度・事業等

- 文化財保護法（史跡、重要伝統的建造物群保存地区等）
- 景観法（橿原市景観計画、橿原市景観条例）
- 歴みち事業（身近なまちづくり支援街路事業）
- 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業等）

取組みによる景観変化

Before



After



無電中化、道路の美装化

今井町において、平成 5 年以降、重要伝統的建造物群保存地区選定によるまちなみ保存や街なみ環境整備事業により無電柱化、道路の美装化を実施。

Before



After



伝統的建造物の修理・修景事業

今井町の伝統的建造物の保存・修理事業や、一般的な建築物の伝統的建造物に準じた形態意匠としての修景事業を実施。

Before



After



史跡地内の花の植栽

特別史跡藤原宮跡において、史跡地内での四季折々の花の植栽や、周辺の山並み（大和三山）への眺望保全地区を指定。